

鹿児島県の内部統制に関する方針

人口減少社会において、限られた資源の中で公務能率を高め、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供し、引き続き、県民から信頼される県政運営を行っていくため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、内部統制に関する方針を次のように定めます。

1 目的及び取組の方向

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行
業務目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行するため、業務プロセスやルールの見直しに不断に取り組みます。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保
予算、決算等の財務報告や施策評価等の非財務報告の信頼性を確保するため、適正な手続による報告等の作成並びに情報の適切な保存及び管理に取り組みます。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守
職員一人一人が業務に関わる法令その他の規範を理解し、遵守して業務を遂行するため、研修等により職員の意識の徹底に努めます。
- (4) 資産の保全
県が保有する資産を保全するため、適正な手続及び承認の下に、取得、使用、管理及び処分を行います。

2 対象とする事務

地方自治法第150条第1項第1号に規定する「財務に関する事務」のほか、同項第2号の規定に基づき、「情報管理に関する事務」及び「業務・サービス管理に関する事務」とします。

3 取組の有効性の確保

- (1) モニタリングの実施
各所属において、業務に係るリスクを識別・分類、分析・評価し、組織として重要性の高いリスク対応策を整備してモニタリングを実施します。
- (2) 推進・評価体制の整備
全庁的な取組を推進する体制や評価する体制を整備します。
- (3) 監査委員との連携
必要に応じて監査委員との情報共有や意見交換を行うなど、連携を図ります。
- (4) 透明性の確保
毎年度、取組に係る評価報告書を作成し、県議会に提出するとともに、広く県民に対して公表します。

4 行政委員会等との連携

行政委員会等における内部統制については、必要な情報の共有を行い、連携して制度の導入及び推進を図ります。

令和4年3月7日

鹿児島県知事 塩田 康一